

令和8年度いじめ防止基本方針(ダイジェスト版)

基本理念

- いじめは全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、市及び市教育委員会、その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめとは【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

こんなことがいじめにあてはまります【いじめの様態】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめ防止等に関わる基本姿勢

- 全ての教職員が、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- 未然防止のために、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。
- 未然防止のために児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- 児童に集団の一員としての自覚や自信が生まれ、また、それによって、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出すようにする。
- 未然防止の取り組みの成果については、日常的な児童の行動状況の把握、定期的なアンケート調査、児童の欠席日数等で検証する。また、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかについて定期的に検討する。

いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめへの対応
① いじめについての共通理解	① いじめられた児童や保護者からの訴え	① 「対策委員会」で組織的に対応する。
② いじめに向かわない態度・能力の育成	② 他の児童からの情報	② いじめの解消は3か月を目安とする。
③ いじめが生まれる背景と指導上の注意	③ いじめらしき現場を発見	③ いじめられた児童とその保護者への支援
④ 自己有用感や自己肯定感を育む	④ 児童の言動からいじめのサイン	④ いじめた児童への指導と保護者への助言
⑤ 児童が自らいじめについて学び取り組む	⑤ 家庭や地域からの情報	⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
	⑥ アンケート調査等	⑥ インターネット上のいじめへの対応

重大事態への対応

【重大事態の意味】(法第28条1項第1号及び第2号)

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」については、不登校の定義を踏まえ、年間欠席日数30日を目安とする。
- 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合、十分な調査等を実施した上で、いじめを起因とする重大事態かを判断するため、市教育委員会へ報告する。

- ① 重大事態疑いの報告 → 市教育委員会
- ② 調査の趣旨及び調査主体 市教育委員会の判断
- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
- ④ 調査対象者、保護者等に対する説明
- ⑤ 児童生徒等に対する調査
- ⑥ 記録の保存
- ⑦ 調査実施中の経過報告
- ⑧ 調査結果の分析
- ⑨ 重大性を踏まえた市教育委員会の支援
- ⑩ 個人のプライバシーへの配慮

